

午前10時06分開会

○門口局長 そうしたら、きょう、報道関係者がいらっしゃいませんけど、傍聴の方がいらっしゃるといことで、よろしく願いいたします。

それでは、会長のほうから進行のほうをお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○民谷会長 はい。

ことしになって初めてでしたね。

○門口局長 はい。

○民谷会長 久しぶりに何かお目にかかります。ね。よろしく願いしたいと思います。

早速ですけど、議事に入ります前に、資料の確認をお願いしてよろしいですか。

○小玉次長 はい。それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。

本日の次第が1枚ございます。それと、資料一覧、お手元にお持ちでしょうか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 ホチキスでとめてあるものですが、資料1、2、それから、資料①-1から4。それと、資料②-1と2。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 こちらにつきましては、委員の皆様限りということをお願いしたいと考えてございます。

○民谷会長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、議題に入ります。

議題の1、令和元年度上半期収支報告についてということで、まず、各会派の令和元年度の上半期収支報告の状況報告を事務局からお願いします。

○小玉次長 はい。それでは、資料の①-1から①-4をごらんいただきたいと思います。

①-1は、A3判になっておりまして、各会派の支出傾向をまとめたものになります。今回、上期、上半期の状況報告ということなんですけれども、上半期だけではなかなか、←昨年5月に選挙がございまして、会派も変わったりしている関係もございまして、29、30年度もあわせて見ていただければいいかなと、この表をつくっております。

資料の①-2から資料①-3、①-4がそれぞれの平成29年度の総括表。それと30年度の総括と、この元年度の上期の総括表になっております。29年度、30年度につきましては一般に公開されているもので、もう既に公開されているものですが、今回、令和元年度の上期は、5、6、7、8、9のものをまとめた状況になっております。

ですので、今回につきましては、資料①-1を見ていただいて、会派がどのような形で政務活動費を使われているのかということを見ていただければよろしいかと思っております。

その中で、①-1を見ていただくと、上から行くと、自由民主党の議員団は、大体、通信費と印刷費というのが塗り潰してあるんですね。それと、今年度に入りまして、課題別経費というのがふえている。で、支出傾向のところを見ていただくと、29年度は、他の会派と比べて会議費が多い。それから、印刷費と通信費は、活動レポートの印刷費とか郵送経費である通信費が主な支出という説明になります。

後ほど見ていただきたいんですけども、今年度、課題別経費というのがふえておりま

す。28.8%、上期。これは、下の新しい千代田が5月から自由民主党と一緒になりまして、そちらの傾向を引き継いでいるものと思われます。

下の新しい千代田の支出傾向としては、課題別経費が多かった。それは、議会報告作成に係る件であるとかデータを徴取するアンケート、あるいは定例会報告を課題別経費として一括して支出していたというのが主な理由です。新しい千代田、他の項目に属さない経費ということで、これも多いんですけども、これは新聞折り込みの経費は、議会の新聞費の経費ですけども、この他の項目に属さない経費というくりにしておりまして、その状況が出ているところなのかなと思います。

下の日本共産党区議団につきましては、印刷費と他の項目に属さない経費が比較的多いです。これは、支出傾向に書いてありますが、区議団だよりの印刷費と新聞折り込みの、他に属さない経費というのが主な支出という傾向が見られます。

下の千代田を紡ぐ会・民進、千代田を紡ぐ会・立憲は、この5月までは2人の会派でした。で、この5月からまた一人会派にそれぞれ分かれているんですけども、29、30につきましては、通信費、印刷費、他の項目に属さない経費というのが多い傾向にありました。議会報告にかかわる印刷費とホームページとか携帯電話などの通信費が主な支出になっています。で、他の項目に属さない経費というのは、ここの会派はちょっと特色がありまして、29年度の20.04%というのは、外神田一丁目計画というのが区にありまして、そちらのコンサル業務委託。それと、30は、7.99というのは、プリンターの修理ということでした。

下の「※⑤」と書いてある千代田を紡ぐ会と、その下の立憲政策フォーラムというのが、これが昨年5月になって、新しく1人ずつの会派に分かれています。

参考にお話すると、千代田を紡ぐ会前は議員さんと、この5月の議員さん、かわっています。寺沢さんから長谷川さんにかわっていますが、千代田を紡ぐ会というのは引き継がれていて、立憲政策フォーラムは岩佐議員と分かれているというような状況に今あります。

千代田を紡ぐ会の5月からの支出傾向、令和元年度上期は、やはり通信費と消耗品費が多いです。やはりこれも、印刷費であるとか、携帯電話の通信費が主なもので、立憲政策フォーラムさんにつきましても、やはり同じです。印刷費であるとか通信費、ホームページとか携帯電話です。それと、あとは、議会報告の印刷費がメインになっております。

下の公明党議員団につきましては、通信費、それと印刷費が主な支出です。やはり印刷費は活動報告、通信費は郵送経費とかインターネット、携帯電話などが主な支出になっております。

下のちよだの声は、これは一人会派になっておりまして、ここは少し特徴がございます。人件費、通信費、印刷費が主な支出なんですけれども、人件費が他の会派に比べると多いです。これは、政務調査の補助であるとかPCの入力とかweb更新、ITサポートなど、通年で雇っているというよりは、そのときそのときにスポットの雇用をしているという状況が見られます。通信費と印刷費も多いんですけども、これはやはりほかの会派と同様に、政務活動の印刷費、あるいは郵送経費の通信費が主な支出です。

その下の民進・クリーン千代田さん。当初2名だったのが、30年の1月から1名になり、立憲民主党新生ちよだになっています。やはり支出傾向は通信費が一番多くて、ケー

タイであるとかWi-Fi代などの通信費、これが主な支出でございます。

下の都民ファーストの会さんは、この5月から1名まだ実績はありません。

それと、千代田至誠会さん。こちらも一人会派ですけれども、29、30、それから令和元年度上期、申請自体をしていないという会派となっております。

全体を見ると、やはり千代田区の政務活動費の使い方というのは3本あって、通信費と印刷費と、それと他の項目に属さない経費、要は新聞折り込み代、これがほぼメインというのが、この一覧表を見るとわかるというような形です。課題別経費が多いというのは、これは比較的、按分というよりは、この課題別経費に上げてしまえば100%見てもらえるというような、どうもそういうような考え方をお持ちの議員さんがいらっしゃるようで、そういう傾向が出ているのかなというような形が、この表で見てとれるかなというようなところですよ。

本日、こちら、会長の後ろのところに、各会派の上期の収支報告のファイルがございます。見ていただくと、大体、今、私がお話ししたような内容の状況がわかっているかと思えます。今回、そんなわけで、議会レポートというの、このような形で幾つかあります。

で、今、全国的に問題になっているのが、写真の部分がどうなのかとか、大き過ぎるか。これは政務活動費じゃない。ただの自分の宣伝だろうみたいなのか。あとは、この内容ですね。本当に議会報告なのか。それとも、自分の宣伝にすぎない。自分のやっていることの報告にすぎないのか。そのあたりで按分されているというのが多いんですけども。

千代田区の場合は、基本的に、事務局のほうに相談が来たときに、やはり写真が大き過ぎますよとか、これはやっぱり按分したほうがいいんじゃないですかとか、お話をさせていただくんですけど、基本的に各会派の最終的には判断によるところが大きいですね。それが結構、ちょっと難しいところがあって、わかってくれる方とそうでない方がいらっしゃる。あとは、会派によっては、会派の中では収拾がつかないので、事務局のほうに相談してくださいとか、そういう傾向、課題なのかなとに思っています。県議会とかのレベルであれば、専門のアドバイザーの方がいらっしゃるんですけど、ちょっと区役所レベルはなかなかそれが難しく、どうしても職員の判断によるところがあるというところなので、そのあたりが、今後の課題なのかなとっております。

ざっと、報告をさせていただきました。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

○門口局長 会長、ちょっと、先ほどの報告書のほうをちょっとごらんいただく時間をおとりしたいと思いますので。

○民谷会長 はい。それはどの程度の時間でやりますか。

○門口局長 そうですね。45分ぐらいまでいただいて、その後、ちょっと皆さんにご意見をいただければなと思います。

○民谷会長 はい。わかりました。

じゃあ、そういうことでお願いします。

○…………… はい。ありがとうございます。

○民谷会長 はい。すみません。

午前10時22分休憩（簿冊閲覧）

午前10時45分再開

○民谷会長 それじゃあ……

○門口局長 そのほか何かちょっと、今見ていただいた中に何かちょっとご意見がございましたら、ご披露いただけると。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 一ついいですか。年会費があったんですけれど、視察研修費という項目で、幾つか出しているのがあるんですね。それで、出している相手の団体は、いろいろこういう、都市計画がこうだとか、そのために、こういう研究所を設立しているんだということ、そこに年会費を出されてはいるんですけれど、うーん、出す段階では、これでいいのかもしれないんですけど、後で、どういう活動をしているのと聞かれたときに、何のフィードバックもなくて、ただ年会費を納めているだけということになると、ぐあいが悪いと思うんです。その団体が、まあ団の中で活動はしているのかもしれないけど、年会費を払った人たちも払った当人に対して、いろいろ資料をもらえとか、そういうものがなくて、ただ払いっ放しというのでは、それはちょっとぐあいが悪いと思うので。払う段階では、その活動結果まではわからないのかもしれないんですけど、そこは気をつけていただくように言われてもいいのかなと思いましたね。

○門口局長 はい。ありがとうございます。

○民谷会長 割合、これもありますよね。会派によっても違うと思うんですけど。ある講演会とかなんとか行かれると。その方の、何というんですかね、供与とか、そういうことと、議員としての活動との何というんですかね、つながりというか、それはやっぱりちょっと注意していただく必要があるんじゃないでしょうかね。

ほかにございますか。

お気づきの点は、また後でも結構ですし、事務局にちょっとお話しいただいても結構だと思いますけれども、よろしく願います。

それでは、2番目の議題ですね。各会派からの意見聴取をいたしましたけども、そのことについて、ご説明。

○小玉次長 はい。それでは、本日お配りしております資料の大きな1番を見て、ページをめくっていただいて、資料の②-1、それから②-2、こちらを中心に説明させていただきますと思います。

では、まず、資料1をごらんください。今回、10月31日と11月22日に区議会9会派の幹事長と経理責任者の皆様にお越しいただいて、個別に政務活動費全般にわたって意見聴取をさせていただきました。様々な意見がございまして、それをまとめたものがこの表になっております。尋ねた事項というのは、この1から8の部分です。こちらの資料をもとにして、今後、論点を整理してまいりたいと思います。ことしの7月に答申をいただくのですが、論点を整理してまいりたいというふうに考えております。

では、まず、資料1になります。まず一つ目の質問としては、政務活動費月額議員当たり15万円の多寡についてです。後ほど、資料②-1が全ての意見を取りまとめた結果ですけれども、ここでは特色のあるところをご説明したいと思います。

まず、1の㊸ですけれども、ほぼちょうどいいという意見がある中で、㊹の方は、

「報酬を引き下げても政務活動費を上げてもらいたい」という意見がありました。これはお一人だけ。

2の交付の方法につきましては、今は概算払いで、後で一括でまとめて清算するんですけども、後払いというのが全国的に今進んでいる、それについて、どう考えますかという質問に対しては、どちらでもいいという意見もあり、後払いのほうが良いという意見がありましたけれども、会派の方も事務局に気を使っていたのか、もし、後払いのほうが良いとは思いますが、事務局の負担がないということが前提だというような意見をいただいたのが印象的で、ありがたかったなと思っています。

ページをめくっていただいて、3番目、条例改正後の人件費の活用について。これは、通年の雇用も認めるということにしたんですけども、なかなか難しいというのが実感というような話をお聞きしました。先ほども説明しましたが、スポットで実際に人件費を使っているところが1会派ぐらいというところもございまして、今、そのような状況だということです。

4番の条例改正後の会議費の活用について。こちらについては、3,000円という切り分け。飲食代は基本的に禁止ですけども、会場代の3,000円はいいでしょうというような話に申し合わせでなっているんですけど、現実的には厳しいという話があったり。あとは、公費で区長は出るのに我々はないというのは、バランスが悪いんじゃないかとか、そんなような話もありました。

あとは――ごめんなさい。ちょっと一つ前に戻って、人件費の活用なんですけども、1人の会派の方で、学生インターンを活用しているという方もいらっしゃったというのがちょっと印象に残っています。

で、すみません、4番にまた戻っていただいて、条例改正後の会議費の活用についてというのは、そのようなお話でした。

5番の事務所の現状についてということで、事務所を借りていますか。お話を聞いたときは、正式には事務所の賃借料というのは認めていないんですけど、それについてはどうかというお話をさせていただいたんですけど、おおむね事務所を持つというのはいいんじゃないかと。だけど、千代田区の場合、事務所を借りると、すごく賃料がかかるので、現実的には難しいですよなんて話を皆さんしていたんですけど、ある1人の会派が、一番下の①ですけども、バーチャルオフィスを活用していますというお話がありました。これは、後でちょっと説明をさせていただきたいんですけど、都心の一等地で一番安く住所を借りるというようなイメージを持っていただければと思うんですけど、千代田区にとっては、これはひょっとしたらいいかなと思いましたので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

あとは、6番の郵券購入時の管理についてということで、切手はまとめて1万円までですよという取り決めがあったので、これは比較的、皆さん守っていただいているというところで、別納でやっていますとか、あと、④で、はがきだと大量に区政報告を出せないんですよと、切手だけだと厳しいんですよ、なんて話をされていたんですけど、廣瀬先生のほうからヒントをいただいて、私製のはがきであれば、それをまとめて印刷して、郵送できますよという話があって、その方はその話を聞いたときに、あ、そうかというような反応でした。それが印象に残っています。要は、1人でやっているのだから、封筒だと封入作

業がすごく大変だという話で、その方ははがきでやっているという話だったんですね。その話があったので、今後、その方がどうされてくるのかというのは、注目かなと思っています。

ページをめくっていただいて、7番の鉄道の回数券とタクシー利用時の記録管理については、これはちょっと私、個人的に区民目線からすると、どうかなのと思ったんですけど、スイカとかパスモ、記録が面倒くさいとか、あとは、タクシーも、タクシーを使わなければいけない理由というのを残さないで面倒くさいとか、そういうことを言う会派が結構あって、ちょっと残念だったなのと思ったところがあります。中には、そういうのが面倒くさいから、もう自腹でやっていますという方も結構いらっしゃいました。

あと、8のポイント利用については、ほぼ皆さん守っていただいて、それを考慮しない形で出していますということも言っていただいて、それは守っていただいているんだなという印象でした。

そういった意見をまとめたのが、ページをおめくりいただくと、資料②-1になっております。とりまとめ一覧ということで、まず、1番目の15万円が多いか少ないかというのは、「多い」という方が1人、「適当」が5、「少ない」というのが1人。それから、「申請しない」というのが2人と。

あとは、2の交付の方法についても、後払いでいいんじゃないのという会派が五つありましたがけれども、やはり事務局の負担にならなければと。

それと、3番目の人件費については、雇用がないという会派がやはり多くて、中にはインターン制度を活用していますという会派があったと。

4番の条例改正後の会議費の活用についてというところは、先ほど申し上げましたけれども、「現状のままで良い」という会派もありますが、「見直しが必要」というところは、議会と行政のほうでバランスが悪いんじゃないかという意見。

5番の事務所の現状については、ほぼ認めてもいいという、これは「認めなくてもよい」というのが三つありますけれども、別にいいんじゃないかというのが主流というところで、先ほど申し上げたバーチャルオフィスを活用しているというところが、会派が一つあった。

6の郵券購入時の管理についてというのは、申し合わせのとおり、管理していただいている。

7の鉄道の回数券・タクシー利用時の記録管理については、「管理している」というところが多かったですけれども、「していない」と、「その他」、そのような形のところがある、と。

あと、ポイント利用については、ほぼ「利用していない」というようなところをまとめたところでございます。

最後に、資料②-2というのが、先ほど申し上げた資料、大きな1の資料を全体的にまとめたものでございまして、何が違うかということ、裏面を見ていただきたいと思いますけれども、そんなわけで、項目1から8をメインにいろいろ質問をさせていただいたんですが、その他、いろいろ意見があったということで、その他の意見をまとめたのがその他。政務活動費全体についてということで、これが書いてあるというところでございます。

報告は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

まず、今のご報告、ご説明について、何か確認とかご質問とか、おありになりますか。

どうでしょうね。これが議論をしていくということは、論点整理ともちょっとかかわりますよね。

○小玉次長 ええ。そうですね。リンクしてくると思います。

○民谷会長 はい。そうしたら、あれでしょうかね、論点整理というふうに進ませていただきますでしょうか。

○門口局長 その中で、今のようなところで、会派の意見とかがあれば、またそれはそれで補足させていただきますので。

○民谷会長 はい。それじゃあ、これ、諮問をいただいて、それについての答申を私どもまとめていかなければならないわけですが、そのために、これから論点整理というのをしていきたいというふうに思っていますけれども、この部分につきましては、千代田区議会情報公開条例第6条3項ですか、区議会に関わる審査に関し、率直な意見交換又は意思決定の中立性を確保する必要性があり、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第6条第3号ただし書きの規定により、この部分については非公開ということにさせていただきますと思います。ただし、もちろん答申を差し上げた後は公開ということになりますけれども、そのような取り扱いでよろしく願いをいたします。

○門口局長 じゃあ、そういう形で、よろしく願いいたします。

○民谷会長 ありがとうございます。

これからは、会派のヒアリングの結果について、多少やりとりをしたり、結果としては、それが論点整理ということにもつながってくると思いますので、忌憚なく、ご疑問の点とか、この点はどうなんだろうとか、そういうお話をしたいと聞きたいと思うんですけど。（発言する者あり）はい。

一番最初の現在の15万の金額についてどうこうというのは、直接は、私は、会派の意見に私どもは左右されるわけでもないんで、これはそういうご意見があったということでもいいと思うんですよね。それから、会派によってお答えの、何というんでしょうか、トーンとかイメージとか、必ずしも一緒でないと思うんですよね。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 ですから、ここは、余り参考にしないで、私どもとしてどう思うかということだけですので、ここの点は、余り議論する必要はないかなというふうに思っています。

あと、随時、それぞれの項目、別段、順番にということではなくて結構だと思しますので、ご疑問の点とか、ここは大いに議論する必要があるとか、そういうご指摘なりご意見なりを言っていただきたいと聞きます。

まず、これを少し説明していただけますか。

○小玉次長 あ、そうですね。

今、お手元に「バーチャルオフィスとは」と書いてあるものと、30年6月発行「都議会政務活動費の手引」が載っている資料がございます。この2種類と、千代田区特別職報酬額等審議会の概要を、お配りしています。

まず、バーチャルオフィス。

先ほど事務所の現状について。資料1の大きな5番で、①のところ、バーチャルオフィスの活用。これは、都民ファーストの小野さんがこのような形をとられているという

話でした。で、「バーチャルオフィスとは」ということで、レンタルオフィス、シェアオフィスとの違いということで、バーチャルオフィスというのは、一言で言うと、この「基本機能」と書いてありますけども、4行目で住所を貸すというところの行です。今、いろんなビジネスの形態があって、必ずしもオフィスを構えなくても仕事をしている方って、結構いらっしゃるんですね。だけど、やっぱり相変わらず、信用とかそういう意味を考えると、やっぱりどこかに会社の住所がないと不安だと。信用という意味で、そのハードルがある、と。それを解決するために、一番、安くて身近なサービスというのが、これが今進んできているもののようなんです。

実際に、千代田区においても結構あるようで、月額で大体4,500円ぐらいからある。いろんなパターンがあって、本当は、もうバーチャルオフィスなんて、物理的な空間って、ない。要は、オフィスの机があるとか、そういうFAXがあるとかコピーがあるとか、そういうのはないんですけど、そういうサービスをしているところがよくあるみたいなんです。でも、いずれにしても、すごく安いサービス、低廉でできる、と。

2のバーチャルオフィスで見られるサービスというのは――あ、すみません。皆さん、聞いたことありますか、バーチャルオフィスって。何となくイメージがないですか。

2のバーチャルオフィスでよく見られるサービスが、郵便物を受け取って転送する。秘書業務ですね。これ、電話番号とFAXが使える。要は、一番問題となっている信用という意味の問題になる固定電話の電話番号。それから、電話転送サービス、電話秘書代行サービスとか、FAXの転送サービスも使える。で、会議費が利用可能。会議室があるところとないところがあるみたいなんですけど、あるところもあります。デスクも、基本、利用は要らないんですけども、そういうサービスを、一時利用なんかのサービスを提供しているところもあるそうです。要は、会社としての機能を利用したいけれど、作業サービスは不要という人に最適なサービス。

裏面を見てください。4番のバーチャルオフィスのサービスは千差万別ですと。歴史のあるサービスではないので、会社によってサービスの違いがあります、と。

住所を貸すサービスで、その住所が利用者にとってメリットになる必要があるもの。1人で借りるには金銭的に難しいようなエリアに住所を持つことができるのが大きな特徴です。

先ほどもお話ししましたけれども、やはりいいんじゃないのと各会派は言うんですけど、でも、千代田区でオフィスを借りると、かなり高くとくと。15万という、月15万という政務活動費の中で余り大きな部分を占めるといえるのはどうなのかというような意見もありました。確かにそういう意見があると思うんですけど、多分このサービスを使えば、もう1万円もしないと思うので、その課題を一つクリアできるのかなと思いました。

5番のバーチャルオフィスのメリットということで、この1から5まで、そんなわけでイニシャルコストの削減にもなる。敷金・礼金も不要だし、内装工事、オフィスを構えるわけではないので、内装工事も不要。という、ここにイニシャルコストを圧倒的に低く抑えることが可能(4,500円)と書いてある。

実は、九段下の交差点のところ、りそな銀行の上にあるみたいです。九段でも住所を持つことができるんだなということがわかりました。

あとは、必要なものを利用する分だけのコストにできるということです。

それと、都心一等地の住所。これは、多分、千代田区の区議さんにとっては一番メインなのかなと。メリットは都心一等地の住所。ビジネス上の優位性が確保。ということですね。

それから、自宅住所の登記回避。特に女性議員の場合、プライバシーの問題などで、自宅住所の公開を躊躇することが。自宅以外の事務所の住所にすることが可能だと。今回、議員さんたちの話し合いの場で、ホームページに議員さん自身の連絡先をどこまで載せるかという議論がなされています。やっぱり女性は、マンションとか部屋番号を載せたくないという方が結構いらっしゃるんですね。そういった場合でも、個人宅を公開するわけではないので、事務所の住所だということで、この住所、バーチャルオフィスの住所を公開するというのもありなのかなと思います。ちなみに、小野さんをご自分の住所を公開しますということで、今回出してきてくれましたけれども、場合によってはそういう選択肢もあるということだと思います。

5-5の会議室を利用。会議室が提供されている場合がほとんどです。有料・無料というのはあると思います。議員控室はあるんですけど、会派によっては、ホテルで会議をやりたいんで、その部分の政務活動費を上げてもいいですかとか言ってくる会派もあるんですけど、その点も——それと、あとは議会控室があるので、そんなの要りませんという会派も当然ありますが、いずれにしても、こういうことも一つの選択肢として選べると思います。

6番にデメリットを書いてありますけれど、許認可が必要な業務は開業できないんです。だけど、議員さんには、これは関係ないので、ほぼデメリットというのはないのかなと考えています。

あとは、7番のバーチャルオフィスの誤解ということですが。

銀行の法人口座の開設ができないというような話もあるみたいですけど、これも議員さんには関係ないですけど、そこのバーチャルオフィスで何かしらの犯罪が起きた場合は、やっぱりそれは難しいです。それはどこでも同じかなと。

7-2の社保も加入できない。それも余り関係ないですけど、これは、年金事務所があれこれ言うことはないです。

住所でWeb検索されると困る。これも民間の話だと思うので、これも関係ないかなと思いますけど、同じ住所で、そんな登記された数多くの企業が住所を検索すると出てくる可能性があるんで、取引先から、あれっ、と思われる可能性もありますねという。そういう話ですね。

8番のバーチャルオフィスを利用するのに適している人というのは、自宅とかクライアント先で作業することがほとんどの人。多分、これは議員さんには当たるかなと。自宅で登記することが不可能な人。これは余り関係ないかなと。あとは、8-3、東京都中心部の住所が欲しい人。これは、まさに合致するかなと思います。それと、8-4のプライバシーを確保したい人（特に女性）。先ほど申し上げましたとおり、議員さんの中で、急に訪ねてこられたとか、で、危ない思いをした方も実際にいらっしゃるんで、それについても、これを使うことで、一定のプライバシーが確保できるのかなというふうに思います。

バーチャルオフィスというのを考えたときに、その他のサービスの違いがありますが、レンタルオフィスとシェアオフィスというのがあります。それぞれパターンがあって、レ

ンタルオフィスは、もう物理的な空間を準備するところです。ビジネスができるような備品が既にそろっておりますが、コスト的に考えると、バーチャルオフィスやシェアオフィスに比べると、やはり高いということです。イメージとしては、今まで各議員さんをお持ちになられている、区内でオフィスを借りると高いという、そういうイメージがそのまま当てはまると。

あと、シェアオフィスというのは、複数の利用者の方がフリーアドレス方式でワーキングスペースをシェアする形で使われる形です。利用者同士のつながりを期待する人というのも多い。そんなわけで、その場で商談できたりする。ランニングコストは、バーチャルオフィスに比べると高いですけど、レンタルオフィスに比べると、それは安いです。中間にちょうど位置するところかなと思います。

簡単ですけど、ちょっとバーチャルオフィスの説明をさせていただきました。

○民谷会長 ありがとうございます。

さっきのいろんなお話で、これは月額で毎月払うということですか。

○小玉次長 そうですね。はい。

○民谷会長 そうすると、実際に、何というんですかね、実際の事務所を使うこともできるという。ありましたね。

○小玉次長 はい。そうですね。運営会社によっては、いろいろある。

○民谷会長 ええ。そうすると、その場合は、また別なんですか。

○門口局長 例えば、会議したいんで会議室を貸してくれということ、1時間幾らという形で、別にお支払いになるというようなことでした。

○民谷会長 そうなんでしょうね。と、月額と実際に借りた場合の費用等は、別にかかってくる。

○小玉次長 そうですね。

○民谷会長 それは、どれぐらいなんですか。

○小玉次長 それが会社によって。

○門口局長 でも、そんな高額ではないようなことはおっしゃってました。部屋の大きさとかも、いろいろあるんだろうと思いますけども。

ちょっと補足をさせていただきますけど、何でこの話が出てきたかといいますと、やはり先ほどから見ていただきまして、今、政務活動費の使い方がああいう活動報告みたいなものを、年4回、議会定例会後に出しているのが大体の今の形になっておりまして、小さな会派ですと、それでもうほとんど、とんとんという形ですけど、大きな会派になると、スケールメリットが出て、ほかにという使い方。それで、人件費について、こちらのほうで答申を出したところで、按分という形で日常的なこれもできるんじゃないのというところを出していただいたんですけど、やはりなかなかそれも使いにくいような状況だという形で。それで、事務所費というのは全国的に認められているような状況の中で、千代田区だけではやはり先ほど来のお話で、家賃とかが高いということもありまして、賃料については、申し合わせの中でやめましょうねというような言い方をしているところがある。ただ、やっぱり事務所的な、今言ったような使い方もできるんだったらば、政務活動費の使い方として一つはできるんじゃないのというような声がちょっと議員同士でお話が出てきて、今、議員のそういう検討会の中で、じゃあ事務所費を使えるようにしていきたいねと

というような形で、今、検討しているというところでございます。

ただ、やはり大きな会派は、それなりに自分たちの会派の分も含めて、ある程度のことではできるけど、小さいところになれば、もうほとんど使えないような状況になるんで、先ほども小野さんというお話がありましたけど、そういう使い方があるよということになった場合に、あ、それだったら、一人会派でも使えるかねなんていうお話があって、ちょっとそういう研究もしましょうかというような形になっていると。そういう、今、ちょっと状況でございます。

○民谷会長 先ほど上半期の収支報告がありましたよね。あの中で、都民ファーストさんは全然出てきていないのと、バーチャルオフィスの話とはどうつながるんですか。

○小玉次長 多分、小野さんはほかにお仕事されているときがあって、今はどうかかわらないですけど、そのときに使われたりしていたんじゃないかなと思うんです。今使っているかどうかというのは、ちょっとそこまでは……

○門口局長 そうですね。ちょっと個人的な感想ですけど、まず、都民ファーストさんも千代田区議会で初めてということとして、使い方等について、まだ模索をしている状況なのかなと思っています。当然、都議会との関係とかでいろんな情報は入っているんだと思うんですけど、そういう面で、今現在、バーチャルオフィスも既に使っていたところだったから、お仕事で使ったりしているんで、そっちのほうで今のところはとりあえずやってみているという状況かなというふうには思っています。それだから、何も、全然上がってこないんですけど、今後そういう形で明確に政務活動費の対象となる事業については、多分これからは出てくるかなと。使わないというような意思表示はされていないので、これからどういう形で使っているのかというところを、会も含めて、上層部のほうも含めて、ちょっと検討しながらやっていくのかなというふうな思いがあります。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○門口局長 はい。

○民谷会長 あれっ。今のやり方だと、例えば下半期に入って、過去に支払ったものをお願いしますというのは可能なんですか。

○門口局長 基本的には可能。

○小玉次長 今、それをやっています。

○門口局長 うまく、報告は遅かったけれども、実際にはやられていたという形で。

○民谷会長 ああ、そうなんですか。

○門口局長 そういので、ちょっと今回の資料を暫定という言い方になっているのは、ちょっとそここのところがあるのかなと思っているんですけど。報告はしてくださいねと、四半期段階ごとだけ、報告はしてくださいねとは言っていますけれども、ちょっと漏れていたと。そういう話があるんだろうなというふうな形には思っております。

○民谷会長 ああ、なるほどね。そうですか。わかりました。

○門口局長 今は、ちょっと申し合わせ事項で、事務所費はだめよという形になっているので、使っていたとしても、それはちょっと経費としては上げられないような状況にはなっているということを含めてでございます。

○民谷会長 それから、これは、自民党さんとのやりとりの中にも出てきたんですけども、ちょっと事務局さん、誤解をされている点もあるんですよ、人件費の部分が。それ

で、たしか今、課題別経費で、実際には人を使っていらっしゃるんですよね。ただ、これは人件費としては出てこないものだから、全部、これは課題別経費の中に入っちゃうわけでしょう。

○小玉次長 人件費は、課題別経費には……全然ないんです。

○高橋庶務係長 まだ現時点では出てきていないです。

○民谷会長 何でしたっけ。自民党に、一緒になる場合の……

○門口局長 新しい千代田。

○民谷会長 新しい千代田のときは、これは課題別経費でやられて、何かに人を雇ってというのは。

○門口局長 ございません。

○民谷会長 ああ、そうなんですか。あれはこれからのことという意味ですか。ああ、そうですか。

それは、仮に人件費が入ってくると、計上としては、ここ、全部、課題別経費の中の計上になるんですか。人件費としては出てこない。

○門口局長 あれ、課題別経費でしょう。

○高橋庶務係長 課題別の中に。

○門口局長 中に。この仕訳の中では、課題別経費のところに人件費も入っていても、全部こっちで出ちゃうんだよね。

○高橋庶務係長 はい、そうです。

○民谷会長 ああ、そうなんですよ。

○門口局長 人件費は本当に人件費で何か出してもらうという、そういうことだよ。

○民谷会長 だから、そうすると、見え方としては、それをやられたとしても、みんなそれは課題別経費。

○門口局長 新しい千代田方式でいきますと、例えば、政務活動報告の部分をつくりましたよと。これに関しては、郵送代もありますよ、印刷代もありますよ、あと、人を頼んだ分もありますよというのが、全部、課題別経費のところに幾らという形で出て。

○門口局長 そういう形でいいんだよね。

○民谷会長 そうなんだな。

○門口局長 ちょっと人件費については、ほかの会派も含めてですが、按分のところの使い方がやっぱりちょっと誤解っぽいところもあって、スポットで使うのは当然、スポットで使ってもらって、それは100パー、もう明確ならば、それはいいんですよというのはあれなんですけど、何かあの文章が出ちゃうと、その部分も何か按分しなきゃいけないのかという、ちょっとイメージが少しあったり。

○民谷会長 そのようですね。

○門口局長 しているところがちょっと……

○民谷会長 この間のヒアリングで、それは感じました。

○門口局長 そこのところはちょっと多少あって。

あと、やっぱり自民——大きな会派で経常的にちょっと人を雇うというところは、ちょっと狙ったようなところで答申の中に入れていただいていると思うんですけども、やはりまだそういうところまで、千代田区の議会の会派の部分として、そこまでの部分がまだ

使いこなせないような状況があって、使いにくい、使えないような、今、人件費として出てきていないような、ちょっとそんなイメージは多少ありますね。

○民谷会長 難しいですよ、何しろね。かなり内情につながる部分もあるので。

○廣瀬副会長 一つは、按分、経常的に雇用する場合の按分で、按分の政務活動費を当てられない部分の手当がつかないと、そもそも雇用できないので……

○民谷会長 うん、うん。

○小玉次長 そうですね。

○廣瀬副会長 100%、ここに、例えば、アンケートの集計作業にアルバイトを雇って、それはもう全部、政務活動費だから、この人のその仕事について100%、こういうのは雇えるけれど、事務所に経常的にというのは、自己負担分の手当がつかないとできないと。で、都道府県議の方だと、政治資金という財布と政務活動費という財布の中で按分を切り分けるみたいな感覚があって、そういう使われ方を恐らくされているんですけども、区議会だと、そういう感じではないんですよ。

○門口局長 確かに按分の2分の1、残りの部分はどうするんだということを、ちょっとお話がありましたので。

○民谷会長 うん。

○上村委員 学生インターンを活用という、人件費のところであって。これ、ということは、このインターンの方はお仕事をしているということですか、ここで何か。

○小玉次長 ああ、そうですね。議員さんについて……

○上村委員 今みたいに何か作業をやっているんだけど、何にもその、何というのか、この人は経費には入っていないなくて、仕事しているけど、何……

○廣瀬副会長 多分、ドットジェイピーという団体のものを使っておられるんだと思いますけども、ドットジェイピーに議員として加入する経費というか、会費みたいなものはあるんですが、インターンシップというのは雇用関係ではないという考え方なので、実際に来て、実習というか、実際に仕事をしてもらうんだけど、その人に対して、賃金は払わないんですよ。なんだけれども、恐らくあのヒアリングで出てきたのは、この会員になっている経費というのは、実際に政務活動の手伝いなんかをしてもらうんだから、政務活動費から支出できるといいんだけどね、みたいなお話だったと思うんです。

○上村委員 で、実際、このインターンシップを使っているほうの学生さんは、何も報酬はないんですか。

○廣瀬副会長 報酬はないですね。実習として、体験の機会を提供してもらうという考え方。

○上村委員 それって、でも、実際は、何かもし……

○門口局長 やっていることはやっています。調査の……

○上村委員 別の人を雇っていたら報酬をもらえることを、このインターンの人は、自分のためだからといって報酬はないという……

○廣瀬副会長 そうそうそうそう。

○上村委員 何か結構、今、最近、いろんなところで問題になっている、そういう感じですか。実習という名で。

○門口局長 うーん。まあ……

○廣瀬副会長 外国人の研修制度と違って。

○上村委員 よく最近——あ、こんな話をして大丈夫ですか。

○門口局長 ええ。でもね、そういうのじゃなくて、区なんかも学生インターンを入れて  
いるんですよ。それは、学生が区の仕事を、どんなことをやっているのかというのを実際  
に体験するという、まあ1週間、2週間ぐらいなんですけども。そういうものを使って、  
実際、そのときも仕事してもらいますので、ある程度のこと。ある程度って、そんなすご  
いことはしてもらわない。調査っぽいことはやったりして。それと同じような形で使われ  
ているという段階ですから……

○廣瀬副会長 そうです、そうです。

○門口局長 お金はご本人さんには払っていないという、そういうイメージかなと思いま  
す。

○上村委員 ああ。そうですか。

○廣瀬副会長 そうですね。企業の場合も、行政の場合も、あるいは議員のスタッフとし  
て働く場合も、インターンシップというのは、雇用関係は発生しないんで、報酬は受け取  
らないというのが原則なんです。

○上村委員 ただ、この人件費の活用というところで、この方が何か堂々と私は使って  
いますというのが、ちょっとすごいなと思った感じなんです。もう、それなりの仕事をして  
いる人として、これを使っているんですね、この方は。

○門口局長 本当に、簡単な調査と違って、そういうことかなとは思いますがけれどもね。

○上村委員 わかりました。ありがとうございます。

○本多委員 ちょっと表現があれだとは思うんですよね。

○門口局長 そうですね。

○本多委員 インターンシップがあったからできたんだ、みたいな。それはちょっと違う  
んじゃないかと、インターンシップの趣旨からして。あくまでも、そういうことをやって  
経験するというのは、学生のインターンシップだと。結果としてというのと、また違うん  
じゃないかなとは思うんですけど。

○門口局長 そうですね。ちょっとそこら辺、表現の仕方がありますよね。

○本多委員 ええ。

○民谷会長 ほかに、この点は少しまだ議論をしなければいけないというようなことはあり  
ますか。

○門口局長 資料は1点だけ。

○小玉次長 この2点。

○門口局長 特別区の報酬は、資料は1点。じゃあ、それについて、報酬額のちょっと改  
定のことがございまして、ちょっと条例改正が4定で行われましたので、それをちょっと  
簡単にご説明差し上げます。

○民谷会長 資料の②のほうですね。

○小玉次長 資料②と書いてあるものになります。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 昨年12月に、ここにも書いてあるんですけど、特別職の報酬の改正がご  
ざいまして、それをまとめさせていただいております。議会でもいろんな議論がありまし

たけれども、区議会議員の議員報酬、それから、区長、副区長、それと教育長とありまして、それがそのとおり。実は、これ、30年度にこういう特別職の報酬等審議会が決まっていたんですけど、このほかにまた特例条例を出して、抑えていたんですね。けど、今回12月に、特例条例を撤廃して、このとおりの報酬にしたということです。改定額というのはその金額、今の金額になっています。

2分の1ページがそのような形で、次のページになるんです。期末の手当がこのような形に変わっています。一番……

○民谷会長 これは、年額でいうと、それなりの増加になるわけですね。

○小玉次長 それが一番最後のページなんですけれど、答申内容を適用させた場合の報酬等についてということで、一番右から2番目の表、縦表、ごらんいただきたいんですが、「答申適用前後の年収差額」ということで、皆さん上がっています。これについて、いろいろ議論が議会のほうでもありましたが、このとおり決まったということでございます。

○民谷会長 うん。

○門口局長 今まで答申で出ていたんですけど、昨年度、特別区の人事院勧告のほうがちよっとイレギュラーな形で出ていたので、昨年はちよっと見送ったという形ですけど、今年度、職員のほうの勧告もあって、それと一緒に給与改定もあったので、それと一緒にのタイミングで、特別職のほうも改定しようということで、第4回定例会で、区の職員の給与改定とこちらの特別職の給与改定、あわせてご議決をいただいたと。当然、反対もございまして、共産党さんとか、あと、一、二名の議員、25名中6名の方は反対だったということでございますけど、多数決という形で採決はされて、今回、引き上げになったという形でございます。

○民谷会長 この年収23区比較ってありますね。それで、これは、23区の中におけるこの金額が何番目になるかという、そういう意味ですか。

○門口局長 これは、そうですね。はい。年収ベースでいくと、これだけふえましたよという形でございます。

○民谷会長 そうすると、この副議長さんから、委員長、副委員長は、今度、改定をしたことによって、一番多くなったと。

○門口局長 という資料ですね。

○民谷会長 そういうことですね。

○門口局長 ええ。それで、前、こういった資料を出させていただいたと思うんですけど、各区別のやつを。ちよっとこれ、もう少し精査をさせていただいて、必要があれば、またちよっと出させていただくかなというふうに思っています。ちよっと、きょう、間に合わなくて申しわけございません。

○民谷会長 そうですか。

○本多委員 ほかの区でも改正して、やっぱりもとに戻ったとか、そういうことはないんですかね、これ。これなんですか。

○門口局長 ほかの区の情報は、余り聞いていないので。

○本多委員 ええ。もしかすると、それはあれなんでしょうかね。

○門口局長 はい。

○民谷会長 だから、ほかの区も同様にやれば、また。

○本多委員 またもとの順位になっているかもしれないですけど、それはちょっとわからないですけどね。

○門口局長 千代田区はちょっと本当に久しぶりの改定という形になって、今回、ちょっとそれと一緒に、職員の分と一緒にぱっとやりましたので、ちょっとほかの区は多分余り動いていないかなという気がちょっとしておりますけれども、ちょっとそこら辺も含めて、4月にまたそういう調査等がありますので、その間に確認をできればと思っています。

○廣瀬副会長 正副委員長は、ちょっと23区ではわかりませんが、市町村議会一般的には、委員長には全然区別つけていないところが多いんですよね。議員報酬のみで、正副委員長だけが違うというパターンが多いので、だから、正副委員長が1位になるというのは、そういう要因もあるかなという、それほど差をつけていないとすると。

○民谷会長 そうですか。

○門口局長 やっぱり地方の議会の議員さんの給料って、やっぱりそれなりに低いのかなというところもあって、そこら辺で余り差もつけられないようなところがあるのかと。やっぱり特別区の議員さんの場合は、それなりにしっかりとつけて、やっているかなと。

○民谷会長 そうですね。

○門口局長 ちょっと、ほんと、全国的な比較になっちゃうと、大分違って来るかなと。それで、23区程度の比較になるかなとは思いますが、多摩地区とも多少違うかなという気が……

○廣瀬副会長 いや、大分違います。

○門口局長 と思いますね。

○民谷会長 多少じゃなくて、全然違います。

○廣瀬副会長 多摩地区の一番高いところが、23区と比べると、24番目ぐらいだと思いますね。

○民谷会長 じゃあ、少なくとも議員さんについてのこれは、やっぱり僕らの地元じゃ、びっくりするでしょうね。

○小玉次長 と思います。

○民谷会長 ただ、それは仕事との関連でどうなのかというのは、また別の問題ですけどね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○小玉次長 それと、あと、こちら、先ほどちょっと事務所費のお話にございました。バーチャルオフィスのお話をしたんですけど、議員さんの中で事務所費を認めようという動きがあって、どこまで、この審査会で認めたらいいか、どういう指針を示していただければいいかということで、きょう、資料を準備してございます。この平成30年6月発行、都議会の「政務活動費の手引」により引用というこの資料、この東京都がどんな基準で決めているかという資料がこちらになります。

1 ページ目の事務所費のところをごらんいただきたいんですけども、内容としては、政務活動のために設置する事務所の設置及び維持に要する経費。例示としては、賃料、管理費、仲介手数料、礼金、政務活動に必要な造作等ということです。

裏面は飛ばしまして、2 ページ目の(2)の事務所費です。改めて書いてあります内容と例示です。

①の対象となる事務所の要件。それから、②の事務所費の支出が認められない所有形態。それと、③の事務所費の支出に関する留意点。それと、④整理・保管すべき関係書類。それと、5番目の按分ということで書いてございまして。

またさらに裏面をごらんいただくと、結局、都議会としては、専ら政務活動の場合は、経費の全額を認めている。だけど、やはりどうしてもその他の議員活動が混在する場合もあるので、その場合は、経費のうち合理的に説明できる割合又は2分の1を上限とする適切な額ということにしているということです。千代田区議会の場合も、どのような形が適切なのかというのを今後、皆さんと一緒に考えていただければありがたいなと考えております。

で、23区の場合、ちなみに、賃料の支出を認めている区というのは19区もあるので、事務所費として認めるというのが、それを考えるとありなのかなと思うんですけど、ただ、なぜか敷金・礼金、仲介手数料については支出を認めないという区がほぼなんです。だけど、都の場合は認めている。そのあたりをどうするかというのがちょっとあるかなというふうに考えております。

○門口局長 それで、ちょっと補足ですけども、今、議会の中では、東京都に準拠してやったらどうだろうかというようなお話になっています。それで、千代田区で2分の1出しちゃったら、1人の会派だったら、もうこれは30万の15万ですから、全てこれで全部消えちゃうよねというような話。でも、そういうところは、多分、使えないか、使わないよねというようなお話もあって、とりあえずの目安として、こういう基準でやられたらどうかなということを、今、議会の中の検討会の中では検討している最中でございます。

そういう意味では、この審査会の中で答申を出す中で、何かそういうところに対しての記述等がされるかどうかということ、皆さんでちょっとご議論いただければなというふうなことは思っております。

○民谷会長 極端な話、事務所費を認めて、実際に事務所を借りて、それが15万になったとすると、全ての政務活動費は事務所費になってしまったと。そうすると、区民さんとしては、事務所を構えるために政務活動費を出しているのかということにはなりませんよね。それは、やっぱりちょっと。

○門口局長 ですから、一人会派だと、そういう使い方はできないだろうなと。実際こういう形で内規で決めたとしても、無理かなということは、お話の中には出てきておりますね。それで、先ほどのバーチャルオフィスみたいに、月に2万、3万ぐらいだったら、対応できるのかな、なんてお話はちょっとされています。

○民谷会長 うん。

○本多委員 でも、この東京都の要件だと、バーチャルオフィスは当たらないという話になるんですよね。

○門口局長 あ、そうなんです、そうなんです。ですから、そこら辺のところをどうトジ……していくかという。

○本多委員 事務所としての外形機能というふうに言えるかという話だよな。

○門口局長 それが千代田区としての何かで入れ込めるかどうかということに入るのかなと。先ほどのバーチャルでいうとすれば、かなというふうに話しております。

○民谷会長 その事務所費を19区認めているという話がありましたよね、先ほど。例えば、港区さんとか中央区さんとかは。

○小玉次長 第1ブロックでお話しすると、中央、港、新宿は認めています。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○小玉次長 港は比較的自由です。敷金・礼金、仲介手数料、契約更新料、全て認めています。

○民谷会長 ただ、状況としては、そんなに千代田区と変わらないんですよ、中央、港。

○門口局長 だから、ちょっと実際に、会派の中でどういう使い方をされているかは、ちょっとまだそこまで細かく聞いていないとれないので、例えば、一人会派は別……ですね。会派としても、一つの会派として持っているのかとか、そこも多少調べないと、わかりにくいかなとは思います。

○民谷会長 もし、多少そういう実情的なことがお聞きになれるようでしたらね。

○小玉次長 ちょっと調査させていただきます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

○廣瀬副会長 上限額みたいなものは設定していたりするんですか。

○門口局長 あるところもたしかありましたね。

○廣瀬副会長 何かそれこそ高級なオフィスだったら、もう限りなく高いものが千代田区内にはありますよね。

○門口局長 はい。

○廣瀬副会長 他方で、それこそ10人の会派があったとして、そうであれば、相当な額になりますから。

○門口局長 はい。

○小玉次長 そうですね。各区とも……

○門口局長 上限額はありますね。1万、5万とか。ねえ。

○小玉次長 新宿区さんは、月5万、1人5万。

○民谷会長 ああ。それは、按分にかけて上で5万ということですか。

○小玉次長 そうですね。

○門口局長 そうですね。按分をかけた上で、上限でという形になりますね。

○小玉次長 本当にさまざま。まだ、きょう、資料としてお示していないですけど。

○民谷会長 なるほどね。

○小玉次長 上限額を決めるというのは一つですよ。

○民谷会長 上限額を決めないと、ちょっと区民は納得できないかなと思いますよね。

○門口局長 だから、そういう面で、お話の中では、上限額というのを決めなくても、今言われたように、実際にそれで出したらば、今のようないことが区民の皆さんのご指摘をいただくようになるから、多分、そうなると思えないよねというような言い方はされていますね。本当に全部、事務所費で終わったのかということになっちゃいますので。

○民谷会長 はい。

論点整理ということで、きょうは、その事務所費の部分と人件費の部分を中心にちょっと議論が出ましたが、ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

郵券については、大分、整理が進んだというか、そういう感じがしますよね。

この、例の会議費の500円というのも、もうちょっとね……

○廣瀬副会長 800円ぐらいのものうち500円だけを計上しているみたいな領収書がありましたね。

○民谷会長 まあ、これも、たまたま私が見たケースがそうだったのかもしれません。もうわからないですね、正直。お話は、情報交換だとか情報収集だとか書いてあるけど。それをもう、信じるしかないですね。

○廣瀬副会長 あとは、細かく見ると、ポイントをちゃんと外してある月もあれば、何か外し忘れていたものもあったり、外すのを消費税まで外している例があったりとかは、別に、外されてしまう分には、別に使っちゃいけないものに使ったことにはならないんだけど、まあ、結構煩雑な作業で、しかも明細の中のこのことこだけが対象外だからというふうになっているんだけど、それはミスというのは生じ得るなという感じはしましたね。

○民谷会長 これは、緻密にやっていったら、相当大変ですね。

○門口局長 だから、本当に、そういう意味では、事務局に相談といったときには、ほんと、事務局が苦労しているんですけど。後払い清算方式、それでもいいよねといったときに、何があれかという、やっぱり全部が、じゃあ、これお金を払いますかといって、事務局に全部チェックが来るのかなというのは言っています。

○高橋庶務係長 はい。それは怖いですね。

○民谷会長 正直言って、ある程度経験をされた方が必ずいけばいいですけども、これを引き継いでいくというのは大変なことですよ。

○本多委員 あと、消費税の導入に伴う還元みたいなものがあるから、その辺、どういうふうに整理するかというのは出てくるんじゃないですか。

○門口局長 さっきのポイントのところも、わからないと、そのまま出して、ポイントを使っていないからというような言い方もされちゃえば、ああ、そうですかということも出てくるかなというふうに思っています。ポイント分で、そういうふうに明確に出していれば、そのうち代を引いてというのが。でも、そんなの使わないわよとかという話になっちゃって、ポイントはもう捨てているわよとかという話になっちゃうと、どうなんだろうなとかという話もありますんで。

○民谷会長 その辺のポイントというのは、僕はちょっとよくわからないんですけど。何なのか。

○門口局長 対象のやつも後からポイント分で還元されるというから、そのときはわからなくて、支払うときはわからなくて、最後のカード明細が何かになると、二、三カ月前に使ったやつ分で、還元分といって、プラスにポイントに入っていると、そういうのもありますよね。

○本多委員 まあ、クレジットはそうですよね。

○門口局長 ええ。クレジットなんかでもそうなんで、そこまでチェックできるかというところもありますね。

○民谷会長 いや、それは、全部はもう無理ですよ。信頼、信用し合ってやるしかない。

まあ、でも、ありがとうございます。大分。

答申は、7月にお出しするということですか。

○門口局長 今、スケジュールのほうをちょっとごらんいただければ。

○小玉次長 スケジュール。資料2でございます。

○民谷会長 はい。ありましたね。

○小玉次長 はい。ごらんください。

今後のスケジュール（案）でございます。一番下の段ですけれども、令和2年度、目指すところは、こちら7月ごろの答申。で、ここで31年度の収支報告。令和元年度の収支報告を見ていただく。メインは答申。

それに向けて、4月は今回集まっていたきたいと思っているんですけども、状況によって5月も集まっていたけると、ありがたいかなと考えているところでございます。

○民谷会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、これで閉じさせていただいてよろしいですか。

○門口局長 はい。そういう面で、次回に向けてでございますけども、前回、人件費というようなお話もあって、人件費については見直しをしたところですけど、余り使っていないようなことでしたけれども、あと、事務所費は少し話題になっているので、先ほどちょっと事務所費について調べてねというところがありましたので、これはちょっと調べさせていただきますが。

○民谷会長 そうですね。

○門口局長 その他、何か、そこら辺のところで調べるようなものがあるというところがございますら、ご指示いただければあれですけども、とりあえずそこでよければ、そこを資料としてまとめていきたいと思っております。

とりあえず、そこでいいですかね、事務所費のところをつけて。人件費は、まあ、ちょっとこの前からもう同じような状況ですので。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、これで閉じたいと思います。

○門口局長 はい。ありがとうございました。

午前11時57分閉会